

地方分権推進アドバイザー派遣制度実施要領

(目的)

第1条 三重県（以下「県」という。）は、市町等の実施する地方分権の推進に関する取組を積極的に支援するため、地方分権推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣する制度を設ける。

(対象団体)

第2条 アドバイザーの派遣の対象となる団体は、市町、市町合併協議会、市町長又は市町合併協議会の長が推薦する団体（以下「市町等」という。）とする。

(任務)

第3条 アドバイザーは、市町等の依頼に基づき、地方分権を推進するための具体的な方策に関する助言、情報の提供等を行うものとする。

- 2 前項の助言、情報の提供等の方法は、概ね次のとおりとする。
 - 一 研修会、セミナー、勉強会等における講演または参加
 - 二 シンポジウム等における講演または参加

(選定)

第4条 アドバイザーは、市町等の依頼に基づき、地方分権の推進に必要な知識と経験を有する者や三重県職員の中から、原則として県において適任者を選定する。

(依頼)

第5条 アドバイザーの派遣を希望する市町等は、派遣依頼書（別紙様式1及び2）により、原則として派遣依頼日の2ヶ月前までに県に依頼するものとする。

- 2 市町長又は市町合併協議会の長の推薦する団体にあつては、前項の依頼書に推薦書（別紙様式3）を添付するものとする。

(派遣)

第6条 県は、市町等からアドバイザーの派遣の依頼があつたときは、その依頼内容を検討し、必要と認められるときは、その専門分野の講師を派遣するものとする。

(費用負担)

第7条 県は、予算の範囲内で派遣にかかるアドバイザーへの謝礼、派遣旅費を負担するものとする。

(報告)

第8条 アドバイザーの派遣を受けた市町等は、事業終了後その結果をすみやかに県に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、講師の派遣に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1. この要領は、平成19年4月1日から施行する。
2. 地域内分権推進アドバイザー派遣事業実施要領（平成17年1月4日施行。以下「旧要領」という。）は廃止する。
3. 平成19年3月31日までに旧要領に基づき提出された依頼は、平成19年4月1日以降、この要領に基づき提出された依頼とみなす。

[別紙様式 1]

平成 第 年 月 日

三重県地域連携部市町行財政課長 あて

申請者名 (◎◎市町〇〇部 (課) 長)

地方分権推進アドバイザーの派遣について

このことについて、地方分権推進アドバイザー派遣制度実施要領第5条の規定に基づき、別紙依頼書のとおり講師の派遣を依頼します。

事務担当者連絡先

派遣依頼団体名

1. 派遣希望日時 平成 年 月 日 時 ～ 平成 年 月 日 時

2. 派遣依頼事業の概要（事項書やスケジュール表があれば添付してください。）

○事業の名称

○開催日時

○対象者

3. アドバイザーに期待する具体的な内容

（記入例）○住民自治に関すること（身近なまちづくりの進め方、自治基本条例の基礎 など）

○地方分権改革に関すること（地方分権改革の動き、道州制の検討について など）

○市町の自立性向上に関すること（市町村合併の動き、権限移譲の動き など）

4. アドバイザー希望者（特定の希望がある場合のみ記載してください。）

（注）

1 派遣依頼は、原則として派遣希望日の2ヶ月前までに行ってください。調整が困難な場合には、アドバイザーを派遣できない場合もあります。

[別紙様式 3]

推 薦 書

地方分権推進アドバイザー派遣制度実施要領第5条の規定に基づき、下記団体を地方分権推進アドバイザー派遣団体として推薦します。

記

1 団 体 名

2 研修会等の名称

3 研修会等の内容

4 研修会等の対象者

5 研修会等の開催日

平成 年 月 日

市 町 長 名

印